令和6年度「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)における東日本大震災からの原子力 災害被災地域の復興展示・広報等に関する準備事業」に係る企画競争募集要領

> 令和6年2月5日 経済産業省 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室 福島広報戦略・風評被害対応室

経済産業省では、令和6年度「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)における東日本 大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等に関する準備事業」を実施する委託先を、 以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日(月)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的(概要)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)事故から約12年が経過したが、被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村(以下「12市町村」という。))を中心とした原子力災害被災地域においては、除染活動、福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策、住民の帰還、産業復興などの課題が山積しており、いまだ復興の道半ばにあります。

一方で、福島イノベーションコースト構想をもとにした新産業の創出、浜通り地域における企業立地、各市町村の特徴を生かした新たなまちづくり等といった復興は着実に進んでおり、これらの取組は、日本や世界の未来社会につながる可能性を秘めています。

2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)は、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマとなっており、日本国政府が誘致、各国への参加招聘を実施するため、 国内及び世界に向けて、福島の復興の状況を広く情報発信する絶好の機会です。

以上を背景に、本事業では、大阪・関西万博において、複合災害を経験した福島の地だからこそ示せる未来社会を日本全国や世界に発信すべく、参考になる過去の万博展示や国際的な展示企画、福島浜通りが置かれている状況等を踏まえ原子力災害からの復興の展示・催事・その他の関連する取組(以下「展示等」という。)のキーワードやキーコンセプト、キーコンテンツを含む具体内容の案を作成の上、具体化に向けて計画を策定し、実行することとします。また、大阪・関西万博を機に福島県に興味関心を持ってもらい、また新産業の創出を目的に、一般観光向け、ビジネスツアーを実施します。併せて、大阪・関西万博を活用した復興関連の取組促進に向けた企画や、展示等の担い手となりうる企業・団体との連携、展示と併せて行う被災地への誘客コンテンツ作成、機運醸成を通じた地元との連携等を行います。

なお、大阪・関西万博での原子力災害からの復興に関する展示等は、これを機会に、日本、世界の人たちに、原子力災害からの復興を知り、関心を持ち、被災地を訪れることにつながり、風評被害の払拭に資することも目指します。

2. 事業内容

(1) 福島復興展示に関する企画立案・展示物等の作成

令和7年5月にテーマウィーク「未来のコミュニティとモビリティウィーク」が設定され、当該期間において、経済産業省としてメッセ会場を活用した福島復興展示を実施予定。 当該展示に関する準備事業として、令和6年6月頃までに展示内容の企画立案及び経済 産業省との協議、共同展示実施主体である復興庁との調整を完了させ、令和7年2月頃ま でに展示物等の作成を含む福島復興展示に関する準備を実施すること。その際、官公庁や 福島県、被災12市町村における自治体を含む他の機関等と連携し、下記(ア)~に留意 すること。

(ア) コンテンツ要素について

コンテンツの要素については、①福島浜通り発のイノベーション(例:廃炉で活躍する最新ロボット、福島ロボットテストフィールドで実証が進む空飛ぶクルマ)や②新たなまちづくり(例:なみえ水素タウン構想、ロボットのまち南相馬)、③情熱を持った「人」による新たな挑戦(例:震災で失われかけた食や伝統の再興)等を想定しているが、大阪・関西万博のテーマやコンセプトを踏まえつつ、より魅力的なコンテンツを創る観点から検討すること。

(イ) 実施のオケージョンについて

展示内容の企画立案にあたっては、会場規模及び実施期間等も考慮の上、令和2年に実施されたドバイ万博等といった、過去の万博において実施された同様の展示と比較し、同等の内容となるようにすること。なお、メッセ会場については、経済産業省及び復興庁とで使用するため、復興庁及び復興庁展示における委託事業者と会場の使用方法や展示内容に関する調整も行うこと。

また、その他の会場(大催事場、屋外イベント広場、等)における企画内容の検討・立案については、福島県や被災12市町村における自治体等からの要望等を踏まえて、実施に向けた準備事業を実施すること。

(ウ) 福島復興企画に求めること

後掲の(2)(3)を含め、会期前からの福島復興企画全体を通して、国際博覧会として世界に問いかけていくべき要素の組み込みや、復興の先を見据えたレガシー構築、来場者への価値観変化・行動変容(福島への具体的な関与)へと繋げていくことを目指した企画内容とすること。

また、企画全体を通して、福島を起点とした①次世代による挑戦の加速化、②地域のクリエイティブ向上、③クリエイティブを活用した産業育成、の実現を目指すものとすること。

(要素の例)

- ・心理的/物理的な衝撃を通して、今までにない新たな視座や固定概念への揺さ ぶりをもたらすこと。
- ・世界が繋がり、ワクワクする圧倒的な感動体験の共有や、参画者の夢やビジョンに繋がること。

- ・これまでの「被災地」や「復興」の印象のアップデート。
- ・「復旧」や「防災」に留まらない、クリエイティブな挑戦の発信や、多様な分野 からの参画や協働の促進・加速化。
- ・今の時代の流れ(※)を踏まえた、福島に暮らす人々や、関わりたい人々(潜在層)の本質的な「問い」に向き合った問題提起。
- (※) 心理的豊かさ・ウェルビーイングの追求、多様性、オープンな共創、予測 不能な未来など
- ・地元に根付く取組など、地域に寄り添った継続的な動きの創出。
- ・福島浜通りでの新たなビジネスへの参画や投資の検討につながるインセンティブの提示。

(2) 原子力災害被災地域への誘客プランの検討及びプレツアーの実施

福島復興に関心を持った方に、実際に被災地へ訪問していただくための誘客プランを令和6年6月頃までに検討し、それを踏まえ2025年の大阪・関西万博に向けたプレツアーを令和7年2月頃までに1、2回程度実施する。その際、下記(ア)~に留意すること。

(ア) 実施目的及びターゲットについて

大阪・関西万博が開催される2025年には、関西を訪れる事業者や一般観光客の大幅な増加が見込まれることを念頭に、関西から福島県への誘客を促すため、①被災地への関心を持ってもらうこと及び交流人口の拡大を目的とした一般観光客向け、②新規ビジネスの創出を目的としたスタートアップ等の企業向け、③インバウンドの地方誘客を目的とした外国人向け、といったターゲットや、出口まで見据えたプランを検討・作成するとともに、既存のツアーとの差別化を図るよう検討すること。

なお、令和6年度に検討及び実施するツアーについては、令和6年10月に開催 予定であるワールドロボットサミットプレ大会などのような、浜通り地域で実施される大規模イベントに合わせて開催するなど、多くの参加者が見込まれるプランとすること。その際、効果的な情報発信を行う観点から、プレス等の参加を妨げるものではない。

(イ)翌年度へ向けた取組について

プレツアー参加者へアンケートを実施し、その結果を踏まえ、翌年度に実施予定の大阪・関西万博における誘客ツアーに向けた改善及び検討を実施すること。また、誘客ツアーへの参加を促すため、継続的に情報発信を実施すること。

(ウ) 実施内容について

(1)(ウ)の観点を意識した誘客コンテンツやプラン案を作成すること。なお、福島第一原発や中間貯蔵施設といった施設もプレツアーの対象に含めることは排除しない。

(3)大阪・関西万博の復興企画に関する機運醸成・PR・広報を含む事業(コンテンツ)の具

体化

上記(1)(2)の実施にとどまらず、大阪・関西万博の展示期間外や会場外も含めて、どのような取組(例:着ぐるみ活用、イベント・シンポジウム・ワークショップ、民間企業や市民の参画スキーム設計、メディア発信等)を行うべきか10件程度の案を企画立案し、その中で5件程度の具体化を進めること。その際、対象地域(福島県、首都圏、関西圏、海外等)や発信手法(媒体、方法等)等も考慮し、多様な主体(国内外の企業・団体・市民、官公庁、自治体、他国政府など)の連携を促すことで機運醸成を行い、効果的にリーチするような具体案を検討すること。上記(1)の展示コンテンツとの接続についても考慮すること。

(4) 事業報告書の作成

上記(1)~(3)について、報告書としてまとめること。また、それぞれの具体案を 作成いただいた段階で中間整理を行うこと。

(5) その他

本事業の実施にあたっては経済産業省と十分に相談を行い、指示があった場合にはそれに従い実施すること。また、再委託を行う場合等、積極的に本地域の地元企業と連携すること。

3. 事業実施期間

契約締結日~令和7年3月31日

本事業は令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては採択予定者 の決定となり、予算の成立をもって採択者とすることとします。

4. 応募資格

応募資格:次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者では ないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1)契約形態:委託契約

- (2) 採択件数:1件
- (3) 予算規模: 185, 806, 000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入: 事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。
 - ※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期: 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。 ※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支 払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談く ださい。
- (6)支払額の確定方法: 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1)募集期間

募集開始日:令和6年2月5日(月)

締切日:令和6年2月26日(月)15時00分必着

(2)説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和6年2月8日(木)15時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。令和6年2月9日(金)16時30分

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を(4)により提出してください。
 - 申請書(様式1)
 - · 企画提案書(様式2)
 - 会社概要等が確認できる資料 (パンフレット等)
 - 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。 なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額 内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都

合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意 して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、 応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審杳基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①4. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く 考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報 に接することがないか。
- ⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託 業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以 下同じ。)を行っていないか。
- ①事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な 理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申 請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。 なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・ 構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始 となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、 委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

〇概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
Ⅱ.事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する 経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に 出席した外部専門家当に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協 力当に対する謝金等)
備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する 経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等 の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例)

	通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)
	光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等
	について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料
	金が算出できる場合)
	設備の修繕・保守費
	翻訳通訳、速記費用
	文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託•外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないもの
	について、他の事業者に再委託するために必要な経費
	※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と
	「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経
	費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の
	条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機 器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

- (1)事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) <u>これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募して</u>ください。

【主な改正点】

- ① 再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)
 - ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。 なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止 している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下 の通り。
 - ・事業内容の決定(実施手段・方法、スケジュール、実施体制)
 - ・再委託・外注先の業務執行管理(再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び 確認、成果及び結果の取りまとめ方法、取りまとめ)
 - ・報告書(構成及び作成、再委託・外注先の内容取りまとめ)
 - ・その他、執行管理業務

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか (「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原 則、認めない(経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示し た者を選定すること。)。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省 で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め 再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別 事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業 (主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- Ⅲ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業 (主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業 (主に特定分野における専門性が極めて高い事業)
- ②一般管理費率の算出基礎の見直し
 - (一般管理費= (人件費+事業費) (再委託・外注費を除く)×一般管理費率)
- (3)委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて 現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に 対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地 調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、 経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等 の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (4)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf
- (5)提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書

類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。 〇原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室

担当:折笠、宮岸

E — m a i I : bzl-fukushima-expo2025@meti.go.jp

経済産業省 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室

担当:桑原、石塚

E-mail: bzl-fukushima-expo2025@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。 なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和6年度「2025年日本国際博覧 会(大阪・関西万博)における東日本大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等 に関する準備事業」」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない 場合があります。

以上